

いばらき消費生活 メールマガジン

★ ★

2025年6月2日226号

1. はい！相談室です

「プロパンガスの契約トラブルのご注意！」

2. 経済産業省資源エネルギー庁からのお知らせ

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

1. はい！相談室です

「プロパンガスの契約トラブルのご注意！」

【相談事例】

<事例 1>

突然、自宅に業者が訪問してきて「今よりガス料金が安くなります」と一方的に説明を始め、試算した料金表を見せられた。業者の説明の途中で「現在、私が契約しているガス会社ですか」と確認すると、業者は「そうです」と答えたのでそのまま説明を聞いた。

説明が終わった後に契約の勧誘を始めたため、自分が契約しているガス会社ではないことが分かった。契約は断ったが、悪質なので消費生活センターに情報提供したい。

<事例 2>

突然、プロパンガス団体を名乗る業者が訪問してきて「お宅の地域はプロパンガス料金が高いですよ」と言われた。業者から訪問した記録が必要なので書類にサインをして欲しいと言われ、言われるままに、書類に氏名、住所等を記入してしまった。業者が帰った後、心配になり警察に電話をすると、消費生活センターに相談するように言われた。

【消費者へのアドバイス】

- ・強引に契約を勧められても、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- ・「今よりも安くなる」等と勧誘されても、その料金がいつまでの続くとは限りません。内容をよく確認し、不明な点は業者に求め、その場では契約せずに慎重に検討しましょう。
- ・訪問販売の場合、契約から8日以内であればクーリング・オフを行うことができます。不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

＜参考資料＞

○国民生活センター 見守り新鮮情報

プロパンガス会社を変更するときは慎重に

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen332.html

○国民生活センター 見守り新鮮情報

プロパンガスの契約先変更を迫る強引な勧誘に注意

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen432.html

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助

.....

.....